

# 第54回白河市地域公共交通活性化協議会次第

日時：令和8年6月25日（木）

13時30分～

場所：白河市立図書館 中会議室1・2

《委嘱状交付式》

《会議》

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

報告第1号	令和7年度事業報告について	P1～4
報告第2号	令和7年度収支決算並びに監査報告について	P5～6
議案第1号	令和8年度事業計画（案）について	P7～8
議案第2号	令和8年度収支予算（案）について	P9
議案第3号	地域内フィーダー系統確保維持計画について	P10～16
議案第4号	大信地域自主運行バスに係る自家用有償旅客 運送の更新登録について	P17～23

4. そ の 他

5. 閉 会

## 報告第1号 令和7年度事業報告について

### 1 「白河市地域公共交通活性化協議会 事業」報告

#### (1) 協議会開催

令和7年度は、以下のとおり2回の協議会を開催

第52回 (R7.6.11) 第53回 (R8.1.13)

### 2 「白河市 事業」報告

#### (1) 市循環バス「こみねっと」

- 利用者数 (年度：4月～3月)

年度	中循環	南循環	西循環	合計
R3年度	18,090	16,268	—	34,358
R4年度	18,659	17,647	—	36,306
R5年度	16,657	16,843	6,491	39,991
R6年度	16,491	16,735	7,518	40,744
<b>R7年度</b>	<b>15,947</b>	<b>17,465</b>	<b>8,269</b>	<b>41,681</b>



- 1便あたりの利用者数 (年度：4月～3月)

年度	中循環	南循環	西循環	合計
R3年度	10.56	9.50	—	10.03
R4年度	10.89	10.30	—	10.60
R5年度	9.66	9.77	3.65	7.66
R6年度	9.57	9.71	4.23	7.80
<b>R7年度</b>	<b>9.31</b>	<b>10.20</b>	<b>4.69</b>	<b>8.03</b>



- 全体の利用者数は増加傾向にある。令和5年4月に西循環を運行開始したため、1便あたりの利用者数は、令和5年度は「7.66」となったが、その後は増加傾向にあり、令和7年度は「8.03」となった。
- 路線別に見ると、西循環は年々増加しており、認知度が向上していると思われる。
- 中循環が減少傾向、南循環が増加傾向にあることから、こうした傾向を踏まえ、ルートやダイヤの改正等、今後も利用促進に向けた検討を行う。

#### (2) バス・タクシー移動支援事業 (バス・タクシー助成券)

- 運転免許を所持しない75歳以上の高齢者又は障がい者及び妊産婦を対象に、バス、タクシーの運賃等の一部に利用できる助成券を交付した。

- 令和6年度までは、交付者数、利用枚数ともに増加傾向にあったが、令和7年度は、定率タクシー実証実験を実施した影響もあり、利用枚数が減少する結果となった。

・ 交付者数



・ 利用枚数



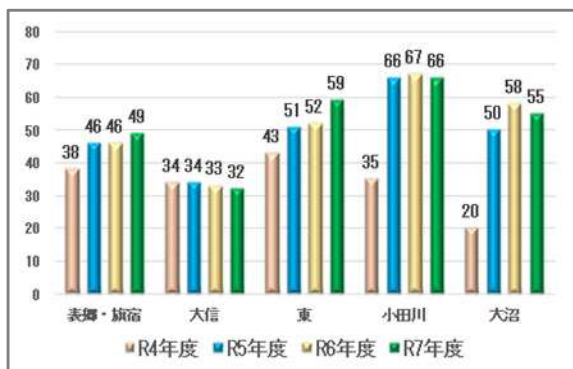
(3) 予約型乗合タクシー（実証実験含む）

- 以下の地域において、地域内の移動手段の確保及びバス路線の代替等のため、予約型乗合タクシーを運行した。

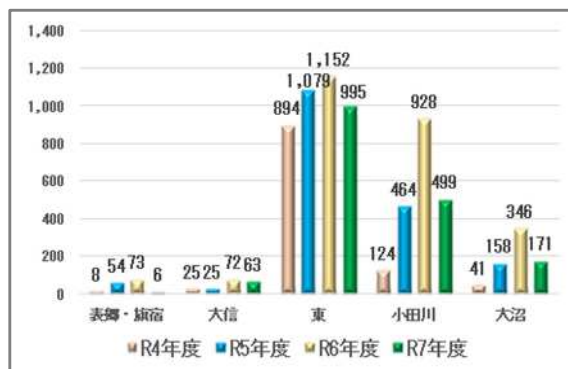
【表郷・旗宿地域】【大信地域】【東地域】【小田川地区】【大沼地区】

- 表郷・旗宿及び大信地域は、登録者数自体に大きな変化はないものの、利用者は低水準かつ減少傾向にあったため、令和7年度限りで事業を廃止した。
- また、小田川及び大沼地区は、一定の利用実績があったものの、定率タクシーへの移行を見据え、令和7年9月末の実証実験期間の満了に伴い、事業を廃止した。
- 一方、東地域は、きつねうち温泉をはじめとして、地域内で継続的な利用実績があり、予約型乗合タクシーに対する需要の高さが窺える。令和7年度の利用者数はやや減少しているが、概ね安定して推移しているため、令和8年度も運行を継続することとした。

・ 登録者数



・ 利用者数



#### (4) 定率タクシー（令和7年度実証実験）

- 市内各地区・地域における交通弱者の実態、需要、財政負担の継続性の観点から市内全域で一定期間、高齢者等のタクシー料金の2分の1を補助する実証実験を行った。

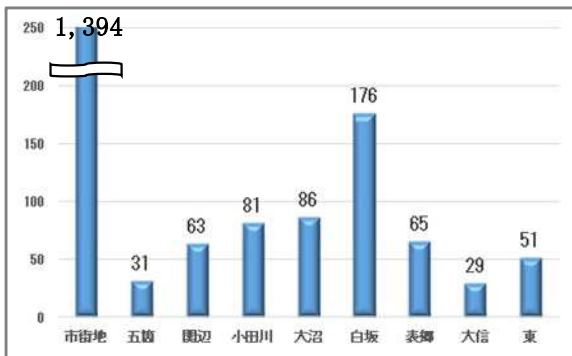
【運行期間】 令和7年8月～10月の3ヶ月間（市街地、五箇、関辺）  
 令和7年10月～令和8年3月の6カ月間（小田川、大沼、白坂、表郷、大信、東）

【利用対象者】 65歳以上の高齢者、障がい者

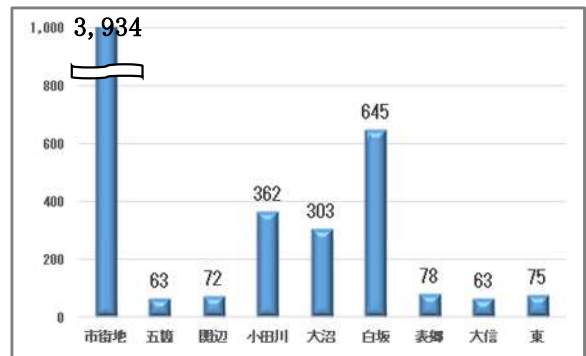
※ 白坂、小田川、大沼は制限なし

- 全体として、タクシーによる移動需要が高いことが窺える結果となった。
- 白坂地区では、令和6年度に実施した定額タクシー実証実験の結果と照らし合わせても、多くの利用者がある結果となり、料金が割高でも需要に応じていることが確認できた。
- 小田川・大沼地区や、表郷・大信地域など、予約型乗合タクシーを廃止した地域では、予約型乗合タクシーと同程度又はそれ以上の利用者数となり、料金が割高であっても、予約不要かつ目的地が限定されないという自由度の高い運行が望まれていると思われる。
- こうした結果を踏まえ、要件等の見直しを行った上で、利便性が高く費用負担のバランスがいい定率タクシーを、令和8年度から本格実施することとした。

・登録者数



・利用者数



#### (5) 大信地域生活支援バス（令和7年度実証実験）

- 現在の大信地域を取り巻く公共交通の状況を踏まえ、将来的な大信地域と市街地を結ぶ最適な移動手段の検討のため、バスによる実証実験を行った。

【運行時期】 令和7年10月～12月の3カ月間

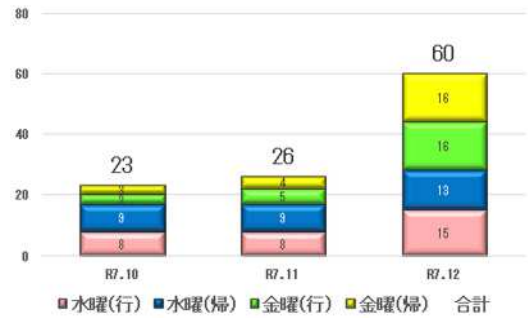
【運行曜日、運行ルート等】

\* 水曜日 「隈戸方面（老人福祉センター）」 ⇄ 「市街地（白河モール）」

\* 金曜日 「新城方面（北ノ内）」 ⇄ 「市街地（白河モール）」

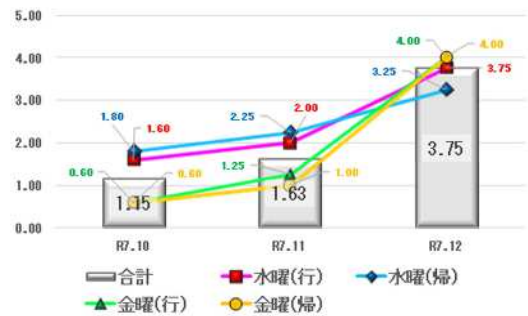
- 利用者数

年度	水曜 (行き)	水曜 (帰り)	金曜 (行き)	金曜 (帰り)	合計
R7.10	8	9	3	3	<b>23</b>
R7.11	8	9	5	4	<b>26</b>
R7.12	15	13	16	16	<b>60</b>



- 1便あたりの利用者数

年度	水曜 (行き)	水曜 (帰り)	金曜 (行き)	金曜 (帰り)	合計
R7.10	1.60	1.80	0.60	0.60	<b>1.15</b>
R7.11	2.00	2.25	1.25	1.00	<b>1.63</b>
R7.12	3.75	3.25	4.00	4.00	<b>3.75</b>



- 事業の最終月となる12月には、計60名の利用があり、1便あたりでも、約4名の利用がある状況であり、市街地への移動ニーズがある程度存在することが判明した。
- 本事業の結果については、大信地域と市街地を結ぶ最適な移動手段の導入に向け、既存移動手段の再編等の検討に活用していく。

報告第2号 令和7年度収支決算並びに監査報告について

令和7年度 白河市地域公共交通活性化協議会 収支決算書

1. 歳入

(単位：円)

区分	予算額	流用額	予算現額	決算額	比較増減額	備考
1 負担金	130,000	0	130,000	130,000	0	白河市負担金
2 補助金	6,963,000	0	6,963,000	5,497,000	▲ 1,466,000	地域内フィーダー系統国庫補助金
3 繰越金	421,310	0	421,310	421,310	0	繰越金
4 諸収入	400	0	400	788	388	預金利子
合計	7,514,710	0	7,514,710	6,049,098	▲ 1,465,612	

2. 歳出

(単位：円)

区分	予算額	流用額	予算現額	決算額	比較増減額	備考
1 運営費	200,000	0	200,000	98,146	▲ 101,854	委員報償、会議時飲物代、会議時保険
2 事務費	50,000	0	50,000	12,400	▲ 37,600	郵送料、消耗品など
3 事業費	6,963,000	0	6,963,000	5,497,000	▲ 1,466,000	地域内フィーダー系統国庫補助金
4 予備費	301,710	0	301,710	0	▲ 301,710	
合計	7,514,710	0	7,514,710	5,607,546	▲ 1,907,164	

歳入歳出差引残額 441,552円 (歳入合計額 6,049,098円 - 歳出合計額 5,607,546円) については、次年度に繰り越します。

## 監査結果報告書

令和7年度歳入歳出決算について監査した結果、その内容は関係帳簿等に合致し、適正に執行されていることを認めます。

収入総額 6,049,098 円

支出総額 5,607,546 円

収支差引残額 441,552 円

令和8年4月6日

白河市地域公共交通活性化協議会

監事

藤 田 龍 文

監事

須 藤 善 夫

## 議案第1号 令和8年度事業計画（案）について

### 1 「白河市地域公共交通活性化協議会事業」事業計画

#### (1) 協議会の開催

令和8年度は、予算（案）のとおり3回程度の協議会開催を予定。

### 2 「市事業」事業計画

#### (1) 市循環バス「こみねっと」

- ・ 市民の生活の足として定着し、本市にとって必要不可欠な公共交通機関となっている市循環バス「こみねっと」を、継続して運行する。
- ・ なお、利用状況を踏まえたルートやダイヤの改正のほか、市役所隣に建設中の複合施設の完成（令和9年度完成予定）にあわせ、市循環バスのバス停を設置予定のため、再編に向けた検討を進める。

#### (2) バス移動支援助成券 事業

#### (3) 定率タクシー 事業

- ・ 令和7年度までは、バス及びタクシーに共通で利用できる助成券（12,000円分）を交付していたが、事業を再編し、「バス移動支援助成券 事業」と「定率タクシー 事業」を実施する。
- ・ 具体的な事業内容は次ページのチラシのとおり。
- ・ 事業再編後1年目となるため、利用状況等を注視し、必要な改正等について、検討を進める。

#### (4) 予約型乗合タクシー

- ・ これまでの利用状況や「定率タクシー 事業」の本格導入を踏まえ、【小田川地区】【大沼地区】【表郷・旗宿地域】【大信地域】における運行を、令和7年度に廃止した。
  - 【小田川地区】 【大沼地区】：実証実験の終期（令和7年9月末）で廃止
  - 【表郷・旗宿地域】 【大信地域】：令和8年3月末で廃止
- ・ 利用者数の多い【東地域】において、継続して予約型乗合タクシーの運行を行う。

＜白河市バス・タクシー移動支援事業＞

# バスとタクシーの移動支援が変わります！

～ 助成券(バス)とカード(タクシー)でそれぞれの運賃を助成します ～



©しらかわん

種類	バス移動支援（助成券）	定率タクシー支援（カード）
対象者	白河市に <b>住民登録</b> があり、次のいずれかに該当する方	
	① <b>高齢者</b> （令和9年3月31日までにそれぞれ以下の年齢になる方）	
	75歳以上	65歳以上
	② <b>障がい者</b> （障がい者手帳をお持ちの方）	
	③ <b>妊産婦</b> のうち、下記の期間内の方 母子健康手帳を交付された日から出産した子の1歳の誕生日を含む年度末まで ※申請時に母子健康手帳をお持ちください。	
	※①②は <b>運転免許証を所持していない方に限ります</b>	※ <b>運転免許証の有無は問いません</b>
交付内容	100円助成券 × 120枚 (12,000円分) ※年度内1人1回限りの交付です。再交付はありません。	定率タクシー利用登録証(カード) (期間内は何度でもご利用できます)
助成額	運賃の2分の1 (100円未満の端数切り上げ)	運賃の2分の1 (100円未満の端数切り上げ) ※1回あたりの助成上限5,000円
利用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
利用できる交通機関等	※ <b>乗降場所のいずれかが「白河市内」又は「新白河駅」</b> である移動が対象です。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 路線バス</li> <li>● コミュニティバス</li> <li>● こみねっと</li> <li>● 大信自主運行バス</li> </ul> ※コミュニティバスの回数券,月額定期券,年間定期券(サポートバス)の購入も対象です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● タクシー</li> <li>● 白河観光交通</li> <li>● 光タクシー</li> <li>● だるまタクシー</li> <li>● 東タクシー</li> <li>● 東地域予約型乗合タクシー</li> </ul>

## ◇申請方法

市役所本庁舎生活防災課』または『各庁舎地域振興課』窓口で申請するか、右のQRコードから電子申請を行ってください。  
※下記の方は申請不要です。市から自宅へ送付します。



区分	バス移動支援（助成券）	定率タクシー支援（カード）
申請不要の方	令和7年度バス・タクシー移動支援助成券の交付を受けた,令和9年3月31日までに75歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和7年度バス・タクシー移動支援助成券の交付を受けた,令和9年3月31日までに75歳以上の方</li> <li>● 令和7年度定率タクシー実証実験利用登録証の交付を受けた,令和9年3月31日までに65歳以上の方</li> </ul>

【お問合せ】 白河市役所 市民生活部 生活防災課 ☎0248-22-1111(代表)

(令和8年4月から,担当課が「地域生活課」に変更になります)

議案第2号 令和8年度収支予算（案）について

令和8年度 白河市地域公共交通活性化協議会 予算（案）

1. 歳入

（単位：円）

区分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減額	備考
1 負担金	0	130,000	▲ 130,000	白河市負担金
2 補助金	5,297,000	6,963,000	▲ 1,666,000	地域内フィーダー系統国庫補助金（前年度見合い）
3 繰越金	441,552	421,310	20,242	繰越金
4 諸収入	400	400	0	預金利子（前年度見合い）
合計	5,738,952	7,514,710	▲ 1,775,758	

2. 歳出

（単位：円）

区分	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減額	備考
1 運営費	200,000	200,000	0	委員報酬@2,600円×15人×3回=117,000円 旅費@7,600円×1人×3回=22,800円 旅費@7,400円×1人×3回=22,200円 食糧費@140円×24人×3回=10,080円 会議開催時保険@200円×18名×3回=10,800円 等
2 事務費	50,000	50,000	0	消耗品・郵送料 等
3 事業費	5,297,000	6,963,000	▲ 1,666,000	地域内フィーダー系統国庫補助金（前年度見合い）
4 予備費	191,952	301,710	▲ 109,758	
合計	5,738,952	7,514,710	▲ 1,775,758	

※科目間の流用は会長に一任する。

## 議案第3号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

### 1 地域内フィーダー系統確保維持計画とは

- 「地域内フィーダー系統」とは、国が定める基準を満たした、「幹線バス系統」を補完する系統のことで、国の承認を得ることにより、国庫補助を受けることが可能。
  - なお、「幹線バス系統」とは、複数市町村をまたがる広域的な系統のうち、国が定める基準を満たした系統のことで、本市の場合、『新白河・石川線（福島交通）』及び『白棚線（JRバス関東）』が該当する。
  - また、『新白河・石川線』及び『白棚線』を補完する系統のうち、国が定める基準を満たした「地域内フィーダー系統」は、本市の場合、『市循環バスの一部路線』及び『東地域における予約型乗合タクシー』が該当する。
  - そのため、『市循環バスの一部路線』及び『東地域における予約型乗合タクシー』について、「地域内フィーダー系統」として別添のとおり計画を策定し、国に認定の申請をしようとするもの。
- ※ 「フィーダー」とは、「支流、支線」を意味し、幹線バス系統を「木の幹」とした場合、フィーダー系統は「それに対する枝葉」のイメージ

### 2 計画の期間

- 令和9年度（令和8年10月～令和9年9月）

### 3 計画の対象事業

- 市循環バス（こみねっと）の一部路線  
（中循環及び南循環の一部路線は基準を満たさないため、それ以外の路線）
- 東地域における予約型乗合タクシー

### 4 計画の概要

- 対象となる事業について、自治体や運行事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、国に対して支援を求めようとするもの。
- また、計画策定にあたっては目標値の設定が必要なため、「白河市地域公共交通計画」に定める数値目標を踏まえた目標値を設定。

### 5 昨年度からの変更点

- 特になし。

令和 8 年 6 月 2 5 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	白河市地域公共交通活性化協議会
住 所	福島県白河市八幡小路 7 番地 1
代表者氏名	会長 井上 賢二

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月25日

(名称) 白河市地域公共交通活性化協議会

<p><b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b></p>
<p>市内の公共交通は、JR東北本線、路線バス（福島交通株式会社、ジェイアールバス関東株式会社）、市循環バス、大信地域自主運行バス、予約型乗合タクシー、タクシーがそれぞれ運行し、市民の日常生活を支えている。</p> <p>なかでも路線バスについては、主に白河駅を起点として、市内各地域及び近隣自治体間を結んでおり、特に自治体間を結ぶバス路線（幹線系統）は、沿線住民のほか、多くの学生が通学手段と利用し、生活に欠かすことができない移動手段として機能している。</p> <p>また、市循環バス及び予約型乗合タクシーは、フィーダー系統としてこの幹線系統と接続することで、幹線系統を補完する役割を担うだけでなく、地域内及び地域間の移動に対応する重要な系統となっており、買い物・通院・通勤・通学時の移動手段としても利用され、それぞれの系統が生活を支える重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、人口減少や自家用車の普及などにより、公共交通機関の利用者数は年々減少し、公共交通機関の確保維持が大変厳しい状況となっている。</p> <p>このため、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持改善事業により、市循環バス及び予約型乗合タクシーの運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<p><b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b></p>
<p><b>(1) 事業の目標</b></p>
<p>市循環バスの利用者数を「36,000人」以上とする。  （系統別の内訳：中循環「14,040人」以上、南循環「15,480人」以上、  西循環 左回り「3,600人」以上、西循環 右回り「2,880人」以上）  予約型乗合タクシー（東地域）の利用者数を「1,000人」以上とする。</p> <p>白河市地域公共交通計画において、公共交通機関の年間利用者数を「450,000人」とすることを目標として設定していることを踏まえ、現況値「441,479人」に対する増加率を基に、以上の目標を設定する。</p> <p>（現況値「441,479人」のうち、市循環バスの現況値は「34,816人」、予約型乗合タクシー（東地域）の現況値は「894人」）  （市循環バスの目標値については、地域公共交通確保維持改善事業の対象外の系統を含めた、市循環バス全体の利用者数とする。また、系統別の目標値は、直近の実績を基に按分した利用者数とする。）</p> <p>（白河市地域公共交通計画 P69 参照）</p>
<p><b>(2) 事業の効果</b></p>
<p>市循環バス及び予約型乗合タクシーの運行を維持することにより、高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。また、幹線系統と接続することで、中心市街地に集中している商業施設・病院・鉄道・公共施設などへの移動手段が確保され、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>

<p><b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>  <b>※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。</b></p>
<p>令和7事業年度における事業評価の結果、目標値を達成することができた。  一次評価では、ニーズの把握に努め、ダイヤやルート等の改正の他、情報発信等も含め、様々な面から必要な見直しについて検討することとしているほか、二次評価では、「時刻表・路線図の作成や助成券の交付などの利用促進の取組を継続的に行い、結果として全系統において目標を達成することができた点を評価します。引き続き地域のニーズの把握に努めるとともに、運行内容の見直しを含めた利便性向上の取組を検討し、継続的な利用者の増加に繋がることを期待します。」と助言された。  これらを踏まえ、利用促進の取組を継続的に実施するほか、引き続き、利用者ニーズの把握・分析に努め、それを踏まえたダイヤやルート等の改正の他、情報発信等も含め、様々な面から必要な見直しについて引き続き検討していく。</p>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b></p>
<p>表1を添付</p>
<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b></p>
<p>(市循環バス)  白河市から運行事業者に対する補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。  (予約型乗合タクシー)  白河市から運行事業者に対しては、毎月、運行経費（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第1項の規定による国土交通大臣が認可した時間制運賃に当該月に運行した回数を乗じて算出した金額から運行事業者が徴収した利用料金を差し引いた額）及び諸経費を負担する。また、国庫補助金を市が負担した運行経費等から差し引き、事業費の精算を行うこととしている。</p>
<p><b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b></p>
<p>利用者数について、数値目標によるモニタリング・評価を実施</p>
<p><b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b>  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p><b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b>  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
※該当なし
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
表5を添付
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額<b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし

<b>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<b>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>18. 協議会の開催状況と主な議論</b>
<p>令和6年6月10日  第48回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和7年度生活交通確保維持改善計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。</p> <p>令和7年6月11日  第52回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和8年度生活交通確保維持改善計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。</p> <p>令和8年6月25日  第54回白河市地域公共交通活性化協議会において、令和9年度生活交通確保維持改善計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。</p>
<b>19. 利用者等の意見の反映状況</b>
白河市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の委員の参加を得ている。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福島県白河市八幡小路7番地1

(所 属) 白河市役所 市民生活部 地域生活課

(氏 名) 伊藤 勝也

(電 話) 0248-22-1111 (内線 2706)

(e-mail) chiikiseikatsu@city.shirakawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

## **議案第4号 大信地域自主運行バスに係る自家用有償旅客運送の 更新登録について**

### **(1) 概要**

大信地域自主運行バスについては、道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送者登録をして、市が実施主体となって運行しています。

この登録の有効期間が令和8年9月30日までとなっており、引き続き運行を行うため、東北運輸局に対し、更新登録の申請をしようとするものです。

### **(2) 申請書等**

別添のとおり

8 地 生 第 号  
令和 8 年 月 日

東北運輸局 福島運輸支局長 殿

名 称 白河市  
住 所 白河市八幡小路7番地1  
代表者の氏名 白河市長 鈴木 和夫

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 白河市  
住 所 白河市八幡小路7番地1  
代表者の氏名 白河市長 鈴木 和夫

2. 登録番号

東福市交第5号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程	備考
1	老人福祉センター (白河市大信隈戸字隈戸 30)	町屋	光南高校前 (西白河郡矢吹町田町 532)	23.5	
	老人福祉センター (白河市大信隈戸字隈戸 30)	町屋	矢吹メガステージ (西白河郡矢吹町八幡町 550-1)	20.4	
	十王橋北 (白河市大信町屋字朴田 37)	町屋	矢吹駅前 (西白河郡矢吹町中町 235)	10.3	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

## 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
白河市役所大信庁舎	白河市大信町屋字沢田 1 5 番地 1

## 6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	保有	1		( )		1	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	持込	※		( )			※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	合計	1		( )		1	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

## 7. 運送しようとする旅客の範囲

白河市及び西白河郡矢吹町に在住する住民ほか、その他当該市町に日常の用務を有する者

## 8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

## 9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社 桜交通  
住 所 福島県白河市合戦坂 1 5 番地

## 10. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (9) 登録証





## 大信地域自主運行バス時刻表 (令和8年4月1日現在)

大信 ⇒ 矢吹				
停留所名	平日運行 月・火・水・木・金		火・木曜日 のみ運行	他交通機関との乗り継ぎ時間
老人福祉センター	6:34		9:18	
西原	6:35		9:19	
宇都野	6:36		9:20	
原町	6:37		9:21	
十日市	6:38		9:22	
仙久内	6:39		9:23	
日向屋敷	6:40		9:24	
上小屋	6:41		9:25	
上小屋(下)	6:42		9:26	
日籠	6:43		9:27	
旧大屋小学校前	6:44		9:28	
西宿	6:45		9:29	
樋ノ口	6:46		9:30	
宮沢	6:47		9:31	
大高内	6:48		9:32	
日和田	6:49		9:33	
日和田(下)	6:50		9:34	
田園町府			9:35	
十王橋北	6:52	17:05	9:36	
福祉センター前	6:53	17:06	9:37	
大信庁舎前	6:56	17:08	9:40	7:05、17:35 (白河駅前行・福島交通バス)
堂山入口	6:58	17:10	9:44	
上新城	6:59	17:11	9:45	
大信小学校前	7:00	17:12	9:46	
中新城	7:01	17:13	9:47	
赤坂ニュータウン前	7:02	17:14	9:48	
赤坂集会所前			9:49	
野寺	7:03	17:15	9:51	
北ノ内	7:04	17:16	9:52	
矢吹駅前	7:16	17:24	10:00	8:07、10:11、17:26 (新白河行) 7:22(福島行) 7:54、10:08、17:48(郡山行)
矢吹メガステージ			10:10	
光南高校前	7:26			

矢吹 ⇒ 大信				
停留所名	平日運行 月・火・水・木・金		火・木曜日 のみ運行	他交通機関との乗り継ぎ時間
矢吹メガステージ			12:10	
光南高校前		18:00		
矢吹駅前	8:00	18:08	12:20	7:14、12:12、17:26(新白河行) 7:54、12:11、17:48(郡山行)
北ノ内	8:05	18:17	12:30	
野寺	8:06	18:18	12:31	
赤坂集会所前			12:32	
赤坂ニュータウン前	8:07	18:19	12:33	
中新城	8:08	18:20	12:34	
大信小学校前	8:10	18:21	12:35	
上新城	8:11	18:22	12:36	
堂山入口	8:12	18:23	12:37	
大信庁舎前	8:14	18:24	12:38	18:20 (今坂行・福島交通バス)
福祉センター前	8:16	18:26	12:39	
十王橋北	8:17	18:27	12:40	
田園町府			12:42	
日和田(下)		18:29	12:44	
日和田		18:30	12:45	
大高内		18:31	12:46	
宮沢		18:32	12:47	
樋ノ口		18:33	12:48	
西宿		18:34	12:49	
旧大屋小学校前		18:35	12:50	
日籠		18:36	12:51	
上小屋(下)		18:37	12:52	
上小屋		18:38	12:53	
日向屋敷		18:39	12:55	
仙久内		18:40	12:56	
十日市		18:41	12:57	
原町		18:43	13:00	
宇都野		18:45	13:01	
西原		18:46	13:02	
老人福祉センター		18:47	13:03	

### 【乗車運賃】

大人(中学生以上) : 200円 (障がい者手帳等をお持ちの方100円)  
 子ども(小学生) : 100円 (障がい者手帳等をお持ちの方 50円)  
 65歳以上 : 100円  
 乳幼児 : 無料

- ◆100円券が11枚綴りとなった回数券を1,000円で販売しています。(100円分お得!!)
- ◆その他、定期券も販売しています。  
 →販売は大信庁舎地域振興課で行っています。

※土曜日・日曜日・祝祭日・12/29~1/3は運休



お問い合わせ / 白河市役所 大信庁舎 地域振興課 TEL0248-46-2111

令和8年 月 日

東北運輸局 福島運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別  
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村  
(名称) 白河市地域公共交通活性化協議会  
(対象市町村) 白河市、西白河郡矢吹町
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日  
令和8年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名  
(名称) 白河市  
(住所) 白河市八幡小路7番地1  
(代表者の氏名) 白河市長 鈴木 和夫
5. 調った協議の内容
  - (1) 路線又は運送の区域  
大信地域自主運行バス
  - (2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)  
添付のとおり
  - (3) 運送しようとする旅客の範囲  
白河市及び西白河郡矢吹町に在住する住民ほか、その他当該市町に日常の用務を有する者
6. その他特記事項  
なし

令和8年 月 日

白河市地域公共交通活性化協議会長 井上 賢二